

赤穂市「電子請求書サービス」の概要について

■ 「電子請求書サービス(BtoBプラットフォーム請求書)」の概要

1 「電子請求書サービス(BtoBプラットフォーム請求書)」の概要

令和8年10月1日より、市では取引事業者様との財務事務(請求書)において、事業者様の利便性向上及び内部事務のデジタル化を進めるため、「電子請求書サービス(BtoBプラットフォーム請求書)」を導入します。

2 「電子請求書サービス(BtoBプラットフォーム請求書)」の開始時期

令和8年10月1日より利用可能となる予定です。

3 対象となる取引

主に市と取引する際に発生する、請求書のやり取りを行う事業者様が対象です。

4 サービスの利用所属

上下水道部、病院事業以外の部署が本システムを利用する対象となります。

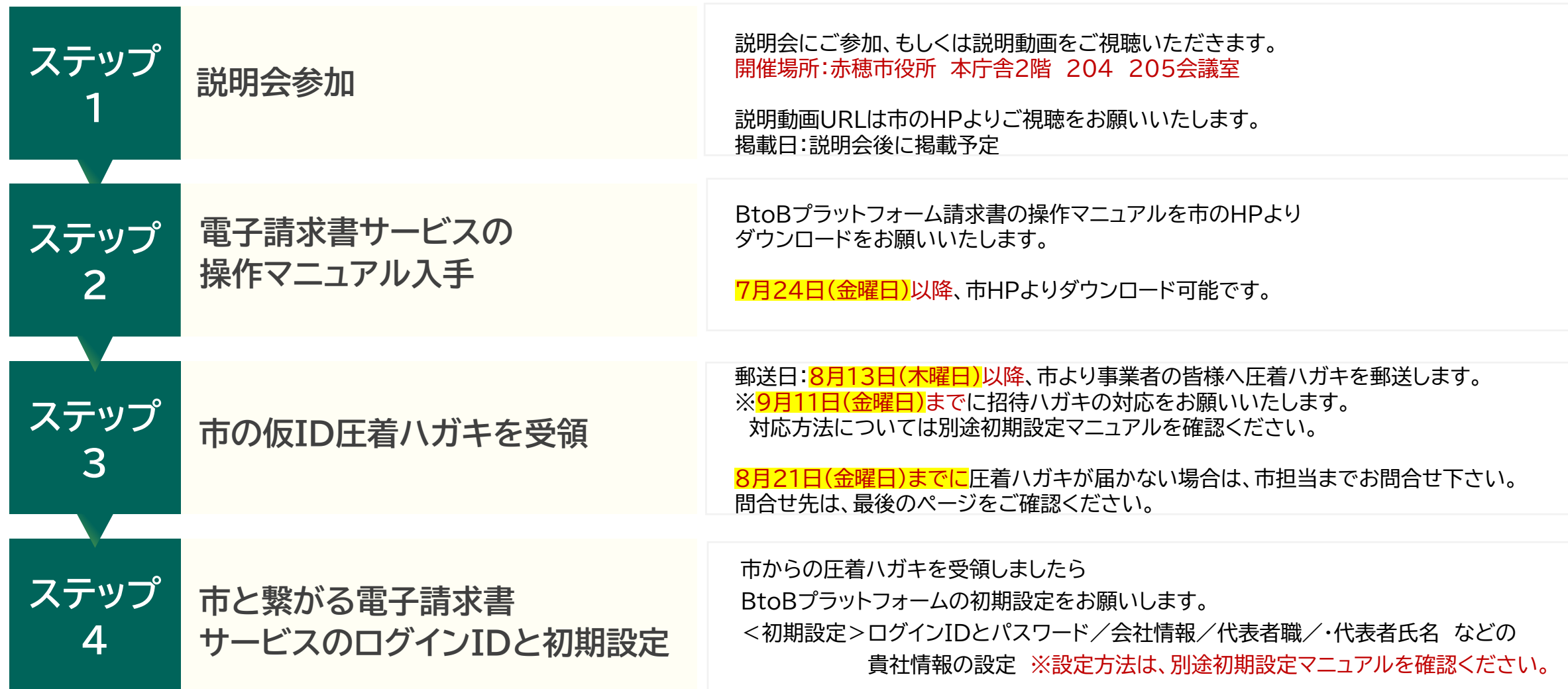
5 事業者様の費用について

市より招待された事業者様は、基本サービスを無料でご利用いただけます。

※既に有料プランでお申込みの事業者様は除く。

※一部のオプションサービス(有料の拡張機能)をお申込みいただきアップグレードが可能です。

■ 「電子請求書サービス(BtoBプラットフォーム請求書)」 <取引開始までの流れ>【重要】





「電子請求書サービス(BtoBプラットフォーム請求書)」 運営会社概要について

会社名	株式会社インフォマート(東証プライム市場:2492)
代表者	代表取締役社長 木村 慎
本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
営業所	札幌営業所(札幌市中央区大通西) 三軒茶屋ラボ(世田谷区若林) 名古屋営業所(名古屋市中区錦) 西日本営業所(大阪市淀川区西中島) 福岡営業所・デジタル化推進センター(福岡市博多区博多駅前) 福岡サポートセンター(福岡市博多区博多駅前) 沖縄営業所(那覇市松尾)
設立	1998年(平成10年)2月13日
資本金	49億6,918万円(令和8年3月末現在)
事業内容	BtoB(企業間電子商取引)プラットフォームの運営
子会社	株式会社Restartz 株式会社タノム
従業員数(連結)	884名(単体 860名 令和8年3月末現在)
URL	https://www.infomart.co.jp/



「BtoBプラットフォーム」が
目指す世界
<https://www.infomart.co.jp/mo>
[vie/](https://www.infomart.co.jp/mo)

企業と企業、自治体と企業をつないで結び、商行為を電子データ化することで
業務効率化、コスト削減、ペーパーレスを実現するクラウドサービス



受発注

発注～受注、請求金額の確定までを総合管理することにより、受発注業務の時短とコスト削減を実現する仕組み

TRADE

あらゆる商材の”見積・発注・受注・納品・受領・検収”までの取引を一元管理

規格書

食の安心・安全に不可欠な商品規格書を
外食・卸・メーカー・原材料メーカーの
各企業間でデータ共有する仕組み

請求書

電子請求書の受取・発行のほか、支払通知
機能、督促機能、消込機能などを搭載。
業界や企業規模を問わずにご利用可能

商談

販売側と仕入れ側の企業をダイレクトに
マッチング、効率的に理想の商品や取引先を
みつけることができる仕組み

契約書

契約書の締結・管理・社内承認を一元管理。
最新のブロックチェーン技術により、
契約内容の信頼性を確保

業界ch

新規取引・協業、既存取引先拡大を目的に、
相手を知る「情報の収集・分析機能」と
相手に知らせる「企業・商品PR機能」を提供

見積書

見積書の作成・発行はもちろん、保管や開封状
況の確認、質問・回答の履歴確認など、
さまざまなやり取りや業務を一元管理

今回対象

— 食品業界向け —

— 全業界向け —



「BtoBプラットフォーム請求書」サービス概要

1 BtoBプラットフォームとは

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム」は、請求書の電子取引をワンストップ・デジタル化するクラウドサービスです。

取引にかかる業務を大幅に改善し、ペーパーレス化を実現するシステムです。

また、「電子帳簿保存法」令和5年10月1日に導入された「デジタルインボイスの標準規格(適格請求書等保存方式)」にも対応しています。

2 ご準備いただくもの

本システムは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。
その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。



【対応OS、ブラウザ】

[Windows]

IE11, Edge, Chrome, Firefox

[MacOS]

Safari, Chrome, Firefox

その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。

<https://www.infomart.co.jp/guide/function f.asp>

1 電子帳簿保存法に対応

「BtoBプラットフォームTRADE」「BtoBプラットフォーム契約書」「BtoBプラットフォーム請求書」は、電子帳簿保存法第10条の法的要件を満たすサービスとして、JIIMA(公益社団法人日本文書情報マネジメント協会)が認証する「電子取引ソフト法的要件認証制度」を取得しています。その為、事業者の皆様も安心してご利用いただけます。



令和3年改正法令基準



令和3年改正法令基準

2 電子インボイスに対応

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。

民間事業者が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者であることを区別する登録番号と税率(10%、8%など)ごとの合計金額記載が必要になります。BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応しています。

御請求書

2018年 06月分

出力日:2018年08月17日

承認日:2018年08月08日

株式会社インフォマーケティング 御中

株式会社インフォマーケティング

下記の通り御請求申し上げます。

御請求主日

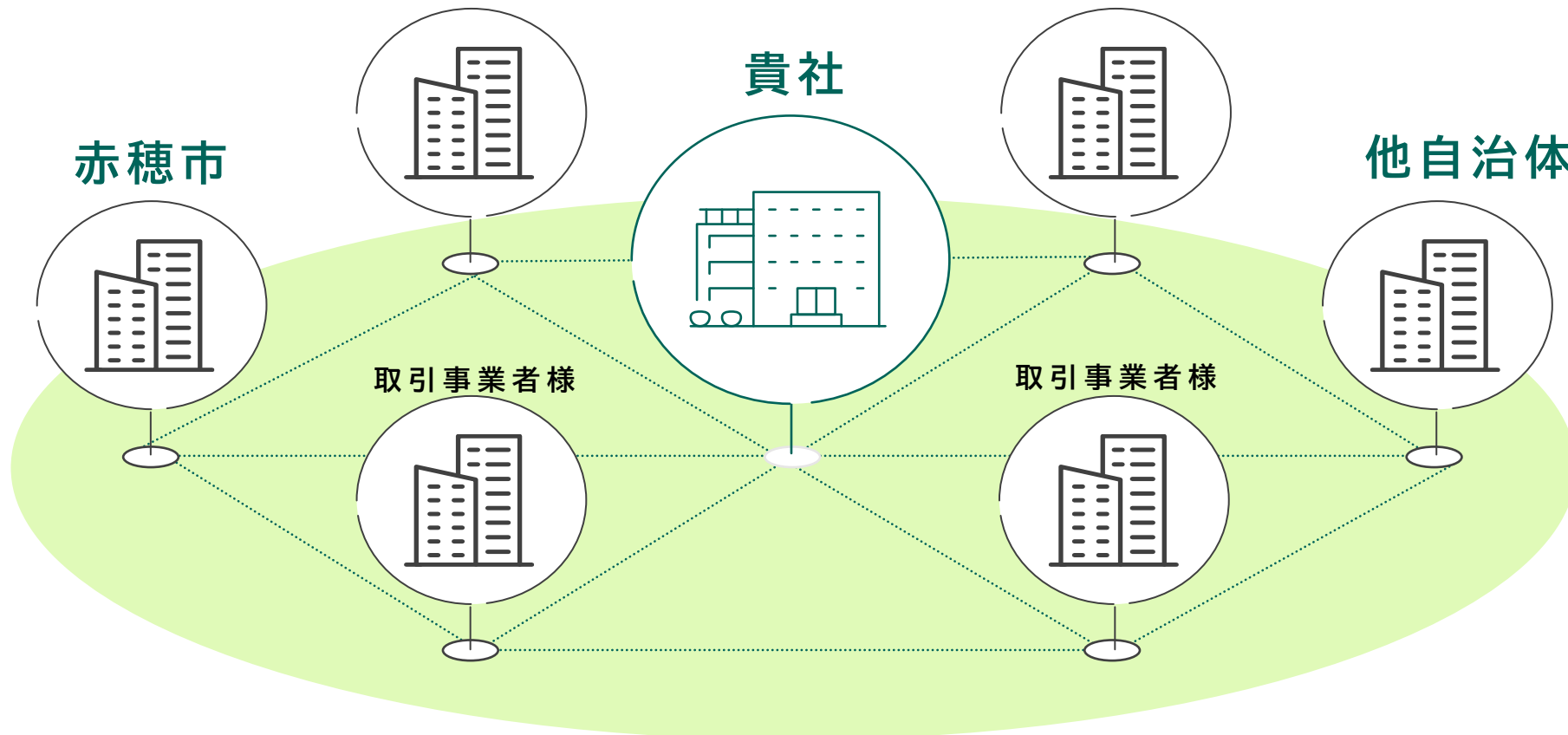
¥153,100-

金額	種別	2018年06月30日	お支払予定日	2018年07月31日	お支払予定日	2018年07月31日
¥140,000	消費税	¥13,100	請求金額	¥153,100	請求金額	¥153,100
(10%対象 ¥95,000)		(10%対象 ¥9,500)		(10%対象 ¥104,500)		(10%対象 ¥104,500)
(8%対象 ¥35,000)		(8%対象 ¥2,600)		(8%対象 ¥37,000)		(8%対象 ¥37,000)
(旧税率対象 ¥15,000)		(旧税率対象 ¥1,600)		(旧税率対象 ¥16,600)		(旧税率対象 ¥16,600)

取引先コード	取引先名	金額	消費税	請求金額
infohotel	株式会社インフォマーケティング	¥120,000	¥11,200	¥131,200
		10%対象 ¥80,000	¥8,000	¥88,000
		8%対象 ¥32,408	¥2,592	¥35,000
		旧税率 ¥13,889	¥1,111	¥15,000
infohotelstore1	株式会社インフォマーケティング 大府店	¥20,000	¥1,900	¥21,900
		10%対象 ¥15,000	¥1,500	¥16,500
		8%対象 ¥1,852	¥148	¥2,000
		旧税率 ¥1,482	¥116	¥1,600

プラットフォームIDが1つあれば、プラットフォーム導入済の
自治体・公営企業・事業者間で取引できます。

BtoBプラットフォームIDの汎用性





■システム利用目的とその効果

市との取引における課題と導入後の変化

1 導入目的

現在、紙でやりとりを行っている商取引の帳票を電子化できるサービスを導入する事で事業者様の利便性を向上

取引文書の作成コストや紙・印刷コスト、帳票持参による文書運搬・郵送コストの削減

2 課題・導入後の変化

課題：帳票作成・提出時

- ・自治体のルールによって個別作成をしており、作成コストがかかっている。
- ・帳票持参による文書運搬や郵送費用の発生
→ 発送作業がある場合、テレワークができない
- ・帳票作成・提出は発注毎かつ事業毎となるため、事業者様側での整理・管理・把握が必要。複数課と取引がある事業者様は更に負担増。

導入後

- ・帳票が統一フォーマットにてシステム内で作成でき、やり取りができる為、個別作成、来庁の手間や、郵送代の削減、発送作業が不要となる。
- ・帳票をシステム内で一元管理でき、検索も可能に。整理・管理・把握が簡単になる。

課題：再発行時

- ・件名や金額誤り等があると差戻しにより、何度も帳票の作成や確認が発生する。
→ 再度文書運搬・郵送費用が発生

導入後

- ・差戻がある場合、メッセージで差戻箇所について連絡ができ、差戻通知もメールでくる為、システム内で対応が可能となる。

2 課題・導入後の変化

課題: システム面

- ・インボイス制度への対応として、適格請求書(インボイス)を交付する必要がある。
また、電子帳簿保存法に対応したシステムを用意する必要がある為、
費用負担がかかる。

導入後

- ・適格請求書や電子帳簿保存法に対応したシステムとなっており、
事業者様は市と基本サービスに関しては無償でやりとりが可能。

課題: 支払い時

- ・請求書が郵送の場合、市に届くのが遅くなると、次の定例支払日での処理となり、入金まで時間を要する場合がある。

導入後

- ・システム上で請求書のやりとりができるため、直近の定例支払日で処理される可能性が高まり、入金が早まる。



**会計業務の作業時間削減を図ることで、本来の営利活動にあてる時間が増え
事業者様の生産性向上に繋げる事が可能に。**



市以外のすべてのお取引先との利用について

様々な業種業態の企業様にご利用いただいております。



TOYOTA

NOMURA



SUNTORY



KaO

POKKA Sapporo



アイリスオーヤマ



DeNA



brother



利用企業社数 **130** 万社

(2026年7月時点)

利用ユーザー数 **356** 万人

取引流通金額 **71** 兆円

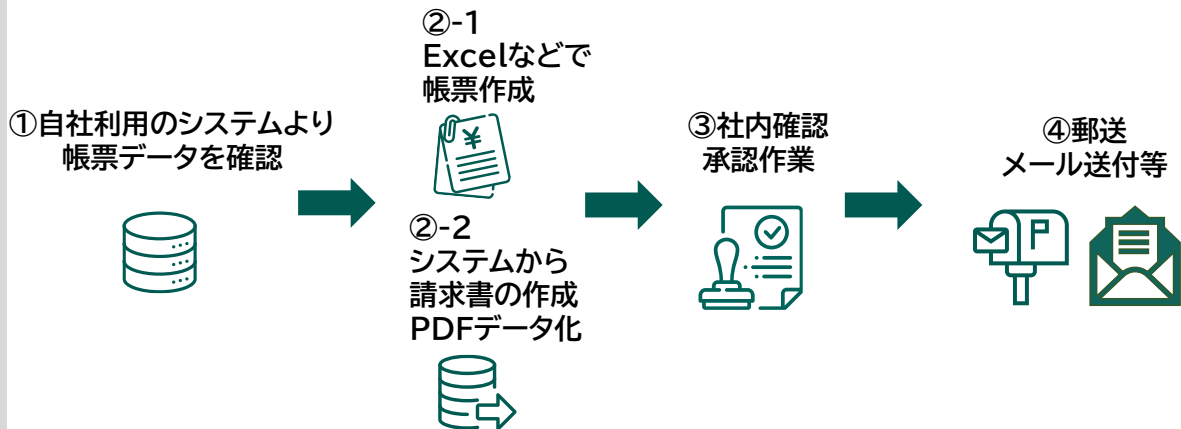


(※ 2026年7月現在。「取引流通金額」のみ2025年の累計)

貴社

お取引先

現行業務の流れ



導入後の流れ

①-1 BtoBPFから請求書を作成



② 自社利用のシステムから
帳票データをCSV出力



③ CSVをBtoBPFに
アップロードし請求書の作成



④ 自社利用のシステムから
帳票データAPI連携



システム内で受領



※③④アップグレードのご相談可能

ポイント①

BtoBプラットフォームのご利用で
紙や郵送代のコストカットや帳票の保管がシステム内で可能に

ポイント②

CSVデータでの請求書作成・API連携など
アップグレード機能により、入力作業を簡略化する事が可能となります。
※自社利用システムの改修が必要となる場合がございます。

まとめ

市との帳票の電子化をきっかけに

- ① 市との帳票の電子化
- ② 全得意先の帳票の電子化を
ご選択いただく事が可能です。

この機会に貴社の帳票の電子化についてご検討をいただければと思います。

お問合せ先

株式会社インフォマート

・初期設定や操作方法に関するお問合せ
カスタマーセンター TEL:0120-982-153

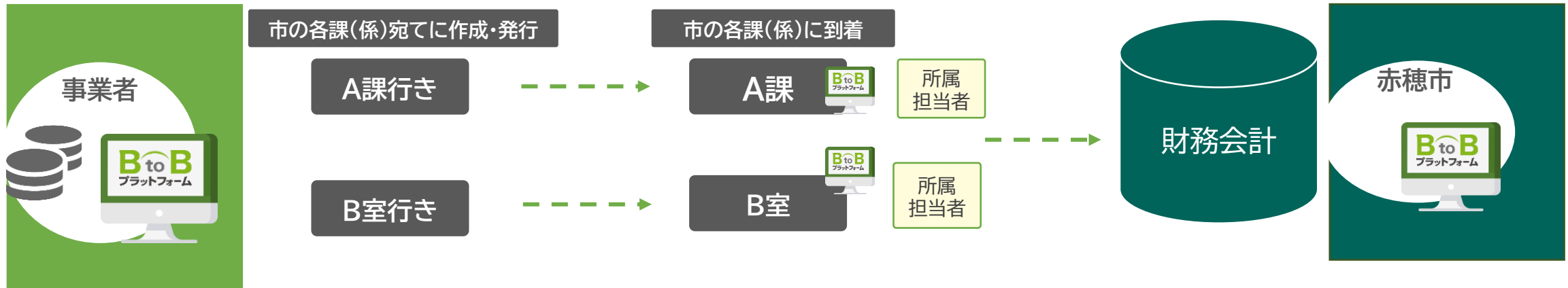
・導入に関するご相談窓口
セールスサポート課 TEL:03-5776-1159



市との運用について

1 電子請求書取引の流れ

令和8年10月1日から随時、事業者様が発行する請求書より電子取引をおこないます。事業者様は、BtoBプラットフォーム請求書フォームに必要情報を入力し、市の各課(係)宛に請求書を発行します。



手順1(事業者)

- ① BtoBプラットフォーム請求書にログイン
- ② 各課(係)宛に請求書を発行

手順2(市各課(係)担当者)

- ③ 電子請求書が届いた旨の通知を受けます。
- ④ BtoBプラットフォーム請求書に到着した請求情報が財務会計にデータ連携されます。
- ⑤ 財務会計システムから該当の請求書を確認し、支出命令書の作成後、会計課へ支払申請
- ⑥ 請求書に不備がある場合は差戻し～再発行依頼が可能です。

手順3(会計課)

- ⑦ 会計課にて支払処理

1 機能 一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 請求書の作成機能(画面入力・一括アップロード作成)
- 取引先の請求書確認状況の可視化(開封・未開封等)
- 請求書未開封の取引先への催促メール送信機能
- 請求書不備による取戻機能(未開封の場合)
- 発行済請求書を複製(コピー)して作成する機能
- 発行済請求書の検索・閲覧機能
- 発行済請求書のデータ出力(CSV・PDF)機能
- 請求書の電子保管(10年間)

2 メリット

- 請求書の即日発行～受取で大幅な時間短縮
- 請求書不備による差戻し～即日再発行
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 請求書の発行履歴(作成担当者の履歴確認)
- 電子帳簿保存法のデータ保存に関する要件を満たし改ざん防止
- インボイス制度(適格請求書保存方式)に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- BtoBプラットフォームを導入している他自治体・民間事業者様との取引に転用が可能

よくある質問

区分	質問	回答
制度・運用	●すべての業者が対象ですか？	■各部署と取引のある事業者が対象となります。
	●市との取引は、今後、本サービスによる電子取引にしなければならないのですか？	■市では電子化を推奨しておりますのでご協力の程宜しくお願いします。 なお、本サービスの利用を希望しない場合は、引き続き紙の請求書を利用できます。 導入に関するご相談窓口 株式会社インフォマート セールスサポート課 TEL:03-5776-1159
	●電子請求書の開始にあたり、不要(省略)となる書類はありますか？	■電子請求書の導入は、請求書の提出(発行)方法が変更となるものです。 必要な書類等は従来のとおりで変更はありません。
	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。 差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。
	●市へ発行した請求書は、市の全ての部署が閲覧・確認できますか？	■発行先部署(取引部署)のみが閲覧・確認可能となります。 発行先部署に誤りがないようにお願いします。
	●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	■請求書に明細情報を表現可能ですが、入力内容が多い場合、納品と同時に発行されるものは従来通りの取扱で結構です。

よくある質問

区分	質問	回答
操作機能	●事業者にも本システム利用料などの費用は発生しますか？	■市より招待された事業者様は、基本サービスを無料でご利用いただけます。 ※既に有料プランでお申込みの事業者様は除く。 ※一部のオプションサービス(有料の拡張機能)をお申込みいただきアップグレードが可能です。 ■請求書 (1)個別作成:手入力による作成(市へ発行)上限なし (2)一括作成:アップロードによる作成は月10通まで (3)請求書明細行数:請求書1通あたり1,000明細行まで ※通数の定義は、請求書おもてを1通としてカウント 【別途有料オプション】 上記(2)(3)の上限数を超える場合や、システム連携を行う場合は、別途費用または有料プランのお申込みが必要です。 ▽ご相談は下記までお願いいたします。 導入に関するご相談窓口 株式会社インフォマート セールスサポート課 Tel:03-5776-1159
	●発行先の確認状況を知る方法がありますか？	■市側の帳票の確認状況は、ステータスにより市・事業者様双方で最新状況を確認することができます。
	●概要資料やシステムの操作マニュアル入手方法を教えてください。	■ 市HP から各資料をダウンロードできます。

1 お問い合わせ

- (1) 本件に関する問合せ
- (2) 「電子請求書サービス(BtoBプラットフォーム)」の運用に関する問合せ

担当部署	赤穂市 会計課
------	---------

TEL	0791-43-6802
-----	--------------

2 (運営会社)㈱インフォマートへの問合せ

問合せ方法は、操作マニュアルをご確認ください。